

別表1:評価項目及び評価基準

工事名：県道福岡直方線新犬鳴トンネル換気設備更新工事

分類	評価項目	評価内容	配点	
1. 簡易な施工計画 (5.0点)	安全対策について (5.0点)	交通量が多いトンネル内の作業であるため、ジェットファン設置、撤去時における道路利用者や作業員に対する安全対策について工夫を述べること。	0.0 ~ 5.0	
2. 企業の技術力 (10.0点)	工事成績評定(注1)  安全管理の状況(注2)  工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点(注3)  同種工事の施工実績(注4)  施工体制確保の確実性(注5)	(3.4点)  (1.4点)  (1.6点)  (1.4点)  (2.2点)	82点以上 79点以上82点未満 76点以上79点未満 73点以上76点未満 73点未満(工事成績なし)  建設業労働災害防止協会に入会の有無 別に指定する労働災害防止に関する講習の受講の有無  主たる営業所の有無(福岡県内)  道路トンネル換気設備(ジェットファン)製作・据付工事の施工実績の有無  受注工事量比率<0.5 0.5≤受注工事量比率<1 1≤受注工事量比率<1.5 1.5≤受注工事量比率<2 2≤受注工事量比率	3.4 2.6 1.7 0.9 0.0 0.9 0.0 0.5 0.0 1.6 0.0 1.4 0.0 2.2 1.7 1.1 0.6 0.0 2.0 1.5 1.0 0.5 0.0 2.0 1.0 0.0 1.0 0.0
3. 配置予定技術者の技術力(注6) (5.0点)	同種工事の工事成績評定(注7)  技術士、監理技術者資格者証(機械器具設置工事業)の保有年数  同種工事の施工実績(注8)	(2.0点)  (2.0点)  (1.0点)	82点以上 79点以上82点未満 76点以上79点未満 73点以上76点未満 73点未満(工事成績なし)  10年以上 3年以上10年未満 3年未満  道路トンネル換気設備(ジェットファン)製作・据付工事の施工実績の有無	2.0 1.5 1.0 0.5 0.0 2.0 1.0 0.0 1.0 0.0
4. 施工体制の評価 (1.1点)	施工体制評価点(注9)	(1.1点)	低入札価格調査基準比較価格以上で入札 低入札価格調査基準比較価格未満で入札	1.1 0.0
合計		(21.1点)		

注1

評価の対象とする工事は、工事種別が機械器具設置工事で令和3年2月1日から令和6年1月31日の間に完成し、工事成績評定を受けた福岡県発注工事(業者の等級別格付を行う際の主観的事項の評定に用いた全ての工事を対象とする。)とし、成績評定点と最終契約金額の積の合計を最終契約金額の合計で除した値(加重平均値、小数点以下切り捨て)により評価する。特定建設工事共同企業体の工事成績評定は各構成員が同じ成績評定を受けたものとし、最終契約金額は各構成員毎の出資比率を掛けた金額とする。ただし、前記県発注工事において対象工事がない場合は、令和2年4月1日から令和5年3月31日の間に完成した国土交通省九州地方整備局発注の工事(全工事種別)を対象とする。

注2

建設業労働災害防止協会の加入は、令和6年3月31日時点における協会加入の有無を評価の対象とする。

労働災害防止に関する講習の受講は、申込期限日において雇用しているもののうち、建設業労働災害防止協会実施の「総合工事業者のためのリスクアセスメント研修」を受講したものと評価の対象とする。

注3

主たる営業所とは建設業法に規定する主たる営業所のことをいう。

注4

平成21年度以降に、公共工事の元請として完成した道路トンネル換気設備(ジェットファン)製作・据付工事の施工実績(共同企業体の構成員としての施工実績は出資比率が20%以上の構成員としての施工実績に限る。)が有る場合に評価の対象とする。

注5

受注工事量比率=過去1年間の受注実績÷過去3年間における年度平均受注実績

評価の対象とする工事は、工事種別が機械器具設置工事で国土整備事務所、苅田港務所、流域下水道事務所発注の工事で総合評価落札方式によって入札を行った工事とする。過去1年間の受注実績とは、令和6年1月18日から令和7年1月17日までに落札した工事の落札額(税抜き)の合計とする。過去3年間における平均受注実績とは、令和3年4月1日から令和6年3月31日の間に落札した工事の落札額(税抜き)の合計を3で除した金額(小数点以下は四捨五入)とする。ただし、過去3年間の平均受注実績が2億円に満たない場合は2億円とする。

注6

工場製作工における配置予定技術者と据付工における配置予定技術者が異なるときは、据付工における配置予定技術者を評価の対象とする。

注7

実績工事(様式-3)において、福岡県(全ての部局が対象)、国土交通省九州地方整備局又は沖縄総合事務局開発建設部発注の工事で平成31年度以降に完成した、トンネル換気設備を製作し据付した機械器具設置工事の評定点の高いものを評価する。ただし、以下の場合は1ランク下位の評価とする。

・評価の対象となる実績工事(様式-3)に担当技術者として従事していた場合。

・評価の対象となる実績工事(様式-3)に主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人として従事し、その従事期間が主任技術者及び監理技術者が専任性を要する期間の50%未満の場合。

また、以下の場合は2ランク下位の評価とする。

・評価の対象となる実績工事(様式-3)に担当技術者として従事し、その従事期間が主任技術者及び監理技術者が専任性を要する期間の50%未満の場合。

注8

実績工事(様式-9)において、平成21年度以降に、公共工事の元請として完成した、道路トンネル換気設備(ジェットファン)製作・据付工事に据付工の技術者として従事したものと評価の対象とする。

注9

入札時に、入札者が低入札価格調査基準比較価格以上で入札した場合に加点を行う。入札者が低入札価格調査基準比較価格未満で入札した場合は加点しない。

※評価の判断は添付資料のみで行い、添付資料の内容によっては評価しないこともある。